

世田谷区発達障害支援基本方針

令和3年3月

世 田 谷 区

1. 基本方針策定の背景

平成20年8月、区は、身体、知的、精神の3障害に比べ、その取り組みが大きく遅れている発達障害児への支援を推進するため、「世田谷区発達障害児支援基本計画」を策定した。

この計画に基づき、支援の中核的拠点施設である、世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」を開設するとともに、各総合支所保健福祉課への発達支援コーディネーターの設置や発達支援親子グループ事業の実施など、当事者のニーズに合わせた世田谷区独自の取り組みを実施してきた。

更に、平成26年3月には、専ら発達障害を対象とした障害者就労支援センター「ゆに (UNI)」を開設するなど、児童期だけでなく、成人期の支援についても積極的に推進してきた。

その後、発達障害を取り巻く環境や支援ニーズが大きく変化してきたことから「世田谷区発達障害児支援基本計画」を改定し、幼児期から成人期までの一貫したライフステージに対応した計画「世田谷区発達障害支援基本計画」を策定した。

「世田谷区発達障害支援基本計画」は、発達障害への支援を推進するため、発達障害に特化した支援計画として策定されたが、支援の取り組みが十分に推進されたことから令和2年度までで終了し、令和3年度以降その内容は、具体的な取り組みを中心に「せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―」に統合した。

本区の発達障害支援については、「世田谷区発達障害支援基本計画」の「基本的考え方」に基づき一元的に実施してきた経緯があることから、「基本的考え方」を中心とした理念部分のみを抜粋し、ここに「発達障害支援基本方針」として定めることとした。

2. 区のこれまでの取り組み

区は、平成17年3月に策定された第1期「世田谷区子ども計画」の重点項目である「配慮を要する子どもへの支援」に基づき、それまで支援の取り組みが遅れていた発達障害児に対する支援の検討を開始した。

検討にあたっては、学識経験者や支援機関職員、教育関係者、当事者などから意見聴取を行い、平成20年8月には、区の支援に対する方針をまとめた「世田谷区発達障害児支援基本計画」を策定した。

平成21年4月、当時、全国的に先駆的であった発達障害に特化した支援機関である「世田谷区発達障害相談・療育センター（げんき）」（以下、「げんき」という）を開設すると同時に、「世田谷区発達障害児支援基本計画」に基づいて「発達障害児支援実施計画」を策定し、具体的な取り組みを進めてきた。

実施計画では施策展開の基本要素を「早期発見・早期対応」「個別的継続支援」「相談から療育までの一貫した支援体制の整備」「地域支援基盤の整備」の4点に定め、それぞれに組みを進めてきた。

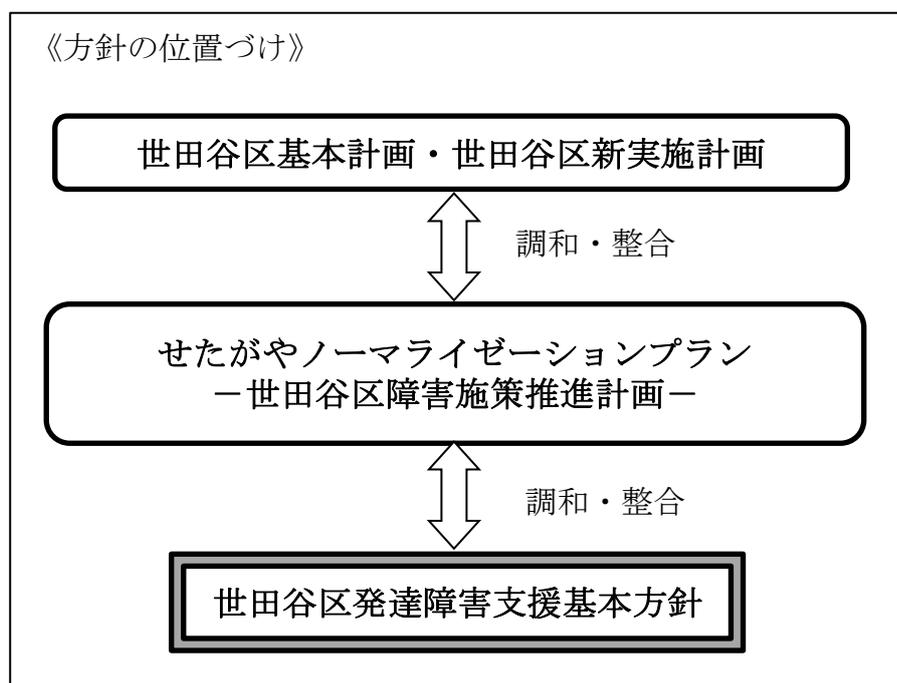
さらに、これまでの児童期を対象とした取り組みに加え、平成27年3月には専ら発達障害者を対象とした「発達障害者就労支援センター ゆに (UNI)」を開設するなど、成人期の発達障害者に対する支援も開始した。

こうした中、平成28年4月には、発達障害に対する認知度は高まり、それに合わせて支援も広がるなど発達障害を取り巻く環境は大きく変化していることから、「世田谷区発達障害児支援基本計画」を見直し、幼児期から成人期までの一貫したライフステージに対応した計画「世田谷区発達障害支援基本計画」を新たに策定した。

新たな計画に基づき、平成28年度には、発達障害特性のある若者のピアサポートによる居場所事業「みつけばルーム」を開始した。

3. 本方針の位置づけ

本方針は、「世田谷区基本計画」や「世田谷区新実施計画」、「せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ー」、さらに区の他の関連計画等と調和及び整合性を保つものとする。



4. 発達障害の定義と支援の対象

(1) 発達障害の定義

発達障害の概念は、現在、学術的な分類や行政施策上の対象論、また当事者団体による主張など、立場により統一されていない。

脳検査などの客観的指標も確立しておらず、正確な診断は難しく、診断名が確定しないケースも多い。年齢や環境により表出する状態像は違ってくるので、診断された時期や医療機関によって、診断名が異なることも珍しくない。

法令上の定義

【発達障害者支援法】

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

【発達障害者支援法施行令】

第1条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

【発達障害者支援法施行規則】

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする

※ 現在主に使用されている診断基準には、世界保健機関（WHO）が作成する ICD と、米国精神医学会が作成する DSM の2つがある。発達障害は、ICD においては「精神及び行動の障害」、DSM においては「神経発達症群」に分類されている。

(2) 本方針における対象

発達障害は、前述のように法律や国際疾病分類で規定されてはいるが、身体障害や知的障害のように公の判定機関によって障害を確定し、手帳を交付するという仕組みがない。また、「スペクトラム」といわれる連続体の概念で表現されるように、「ここからが発達障害」という基準点がなく、障害なのか個性の範疇なのかがはっきりしないということを前提として、支援を考える必要がある。

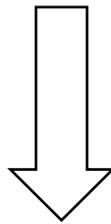
以上の点から、支援の対象を想定する上で重要な視点は、「発達障害」の診断があるかないかではなく、その特性によって生活上の困難が生じているかどうかということになる。このことから、本方針の支援対象を「発達障害の特性によって生活上の困難が生じている区民」とする。

5. 支援の基本目標と基本的考え方

(1) 基本目標

- 「せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―（令和3年度～5年度）」では基本理念を次のように定めている。

障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、
住み慣れた地域で支えあい
自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現



- このことを踏まえ、世田谷区発達障害支援基本方針の基本目標を次のように設定する。

発達障害の特性がある区民が、住み慣れた地域で、
自分らしい生活を安心して継続できるよう支援する。

本方針に基づく支援の実施にあたっては基本目標の達成を目指して取り組む。

(2) 基本的考え方

ノーマライゼーション思想の浸透により、我が国も「障害者権利条約」を批准し、そのための法整備に伴って、障害者を取り巻く環境は大きく変わりつつある。このような中で基本目標に沿って支援を考えると、重要となるのは「障害」に対する捉え方である。

従来は、世界保健機関（WHO）が1980年に定めた「国際障害分類」（ICIDH）の考え方で、障害を捉え、支援が組み立てられていた。

この国際障害分類は「機能障害」が「能力障害」を起し、結果としてそれが「社会的不利」になるという考え方である。

例えば、両腕の欠損という「機能障害」があった場合、物が持てない、字が書けないといった「能力障害」を起し、その結果仕事に就けないといった「社会的不利」が生じるという考え方である。

そこで行政は、社会的不利を軽減させるために、手当や、助成、免除、家事援助等のサービス支給を支援の中心として対応してきた。

しかし、このような捉え方では「機能障害」がなければ「能力障害」も「社会的不利」も起きないのだから、「機能障害」が改善されない限り「社会的不利」は根本的に解決されないという批判が相次ぎ、2001年、世界保健機関（WHO）はこのような障害を分類することを見直し、新たに「国際生活機能分類」（ICF）という考え方を採択した。

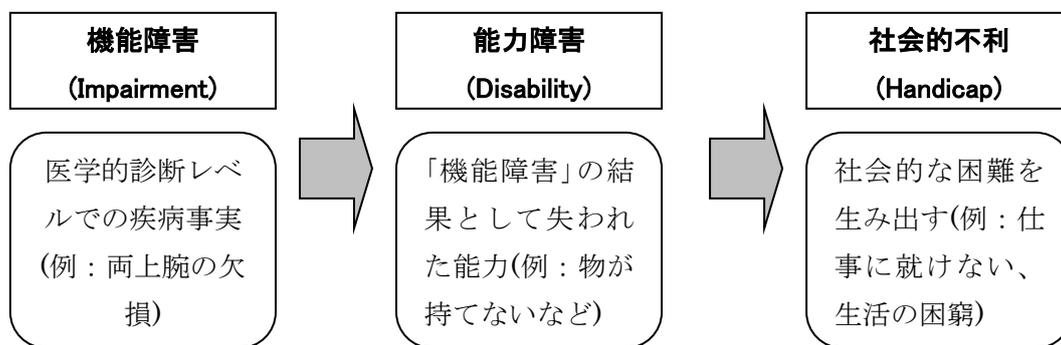
「国際生活機能分類」（ICF）は、障害の有無でなく「生活のしにくさ」に着目し、その人の「心身機能・身体構造」「活動」「参加」を軸に据え、それらが「健康状態」「環境因子」「個人因子」と相互に作用しあっている状況を明らかにすることで「その人を総合的、多面的に理解しよう」とする考え方である。

つまり、「障害」は本人が持っているものではなく、本人と社会生活の間に存在することになり、社会環境を整備することで、障害とされていたことが障害ではなくなることを意味する。

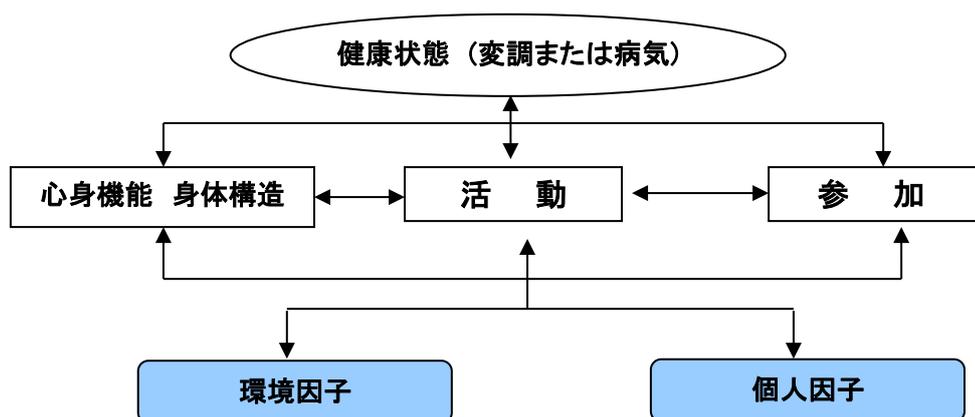
発達障害は脳機能の偏りであり、コミュニケーションや想像力など、社会生活に不可欠な部分に困難がある場合が多く、従来の国際障害分類の考え方では適切な支援は困難である。

そこで、本計画における支援の検討にあたっては、「国際生活機能分類」（ICF）の考え方に基づいて行うこととする。

国際障害分類 (ICIDH) 1980年 WHO



国際生活機能分類 (ICF) 2001年 WHO



(※1) ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動する社会こそが本来のあるべき姿という考え方のこと。

(3) 方向性

以下の方向性に基づいて支援の取り組みを構築することとする。

① 「早期に必要な支援に繋がることができる支援」

発達障害の特性によって、年齢、性別に関わりなく生活のあらゆる場面で生活のしづらさに直面することがある。適切な対応や支援につながらないままその状況を放置すると、いじめや対人関係の不調などから、ひきこもりや不就労、精神疾患の発症などといった二次的な障害に至ってしまうことも少なくない。支援が困難な状態に陥ることを防ぐためにも、必要な時に必要な支援に繋がれることが重要となる。

支援に繋がる入り口は「相談」であるが、その相談主訴は必ずしも発達障害に特化したものとは限らず、生活困窮や就労などを主訴としながらもその背景に発達障害の特性があることも少なくない。

現在、区民の相談に対応する機関は多種多様に存在しているが、それらの相談機関が相互に連携し、相談者が必要な支援にたどり着けるよう取り組んでいく必要がある。

② 「当事者・家族の困り感（※1）に寄り添う支援」

発達障害は見た目ではわかりづらく、その言動から本人の努力不足の問題とされてしまうなど、誤解を受けやすく、支援の必要性について周囲の理解を得にくい状況がある。家族もまた、保護者の育て方の問題などと誤解され周囲から孤立することも少なくない。

このようなことから、当事者・家族の立場に立ち、当事者・家族が持つ生活上の困り感に寄り添った支援が必要となる。そのためには、様々な支援の取り組みなどを通じて、当事者・家族のニーズを把握し、必要な支援に繋げるとともに、新たな支援の構築を行う必要がある。

③ 「地域で適切な合理的配慮（※2）を受けることができる支援」

住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続するためには、日常生活における「合理的配慮」が不可欠である。

その前提として、地域社会など、日常生活で当事者に関わる全ての人に対し、障害特性の説明や、どのような合理的配慮が必要なのかについて理解を進める必要がある。

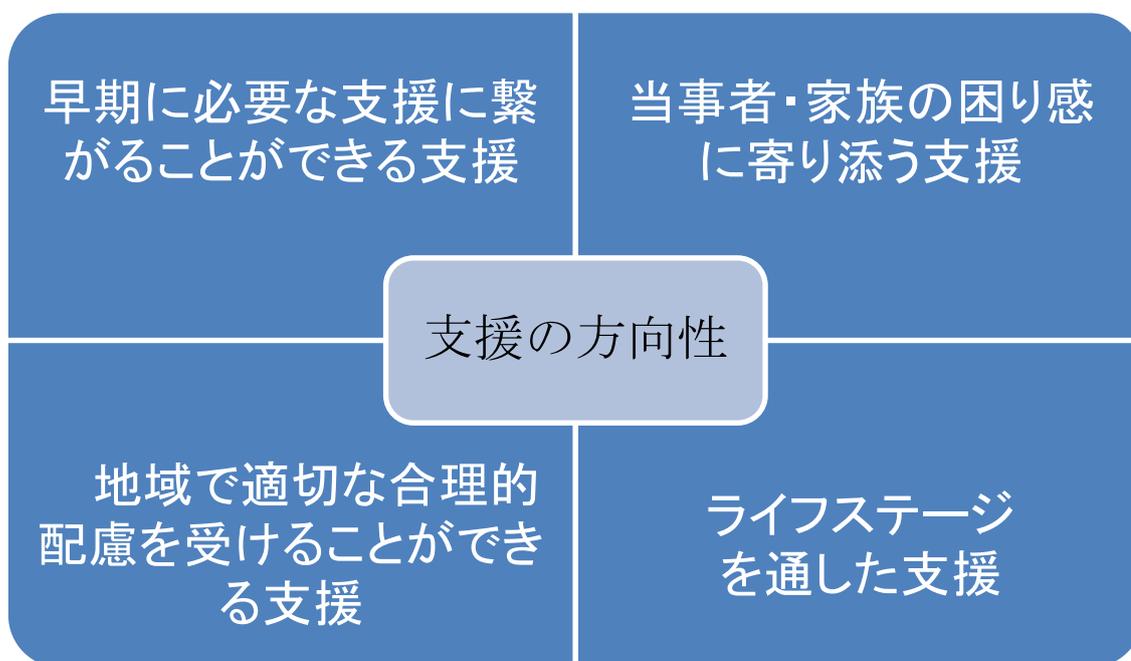
さらに、地域で当事者・家族が関わる機関が適切な対応や合理的配慮を行えるよう、職員の人材育成や機関運営に対するバックアップを行う必要

がある。

加えて、本人の特性や、適切な関わり方などについての専門的なアセスメント内容を保護者や地域で当事者・家族が関わる機関にフィードバック（※3）していくことが必要である。

④「ライフステージを通じた支援」

乳幼児期から成人期に至るまですべてのライフステージを通して継続的に支援を受けられることが必要である。



6. 支援における中核的拠点の機能

区では、発達障害支援の中核的拠点として、平成21年4月に発達障害相談・療育センター「げんき」を開設した。「げんき」の機能について、以下のとおりとする。

(1) 障害理解促進

当事者の困難や支援の必要性が地域で正しく理解されること、差別やいじめなどをなくし、合理的な配慮を受けながらその人らしく地域での生活が送れることを目指し、地域社会、相談機関、支援機関等への障害理解の促進に関する取り組みを行う。

(2) 療育

中核的拠点の療育機能として、専門職を配置し、対応が困難なケースや専門的な対応が必要なケースへの対応を行うとともに、運営手法の見直しを行う。

(3) 保護者・家族支援

- ① 保護者、家族同士がそれぞれの思いや情報の交換を行うことで将来の見通しを持つことができるような機会を設け、保護者の孤立を防ぐ。
- ② 最大の理解者、支援者として必要な、知識や対応などについて、保護者向け学習会の開催などを行う。
- ③ 保護者・家族同士が、自助的に活動できるよう、自助グループの結成、運営に対する支援を行う。

(4) 関係機関支援

- ① 発達障害の特性がある当事者が地域で生活する上で関わる関係機関に対し、発達障害理解を促す。
- ② 支援対象を拡充し、新たに、認証保育所や障害児通所支援事業所、高校、大学を含む教育機関などの関係機関に対し、研修や巡回支援などにより合理的配慮内容や対応力のスキルアップ、必要な環境調整などについて助言を行う。
- ③ 発達障害に関わる困難事例などについて、関係機関からの相談に応じるとともに、必要に応じて訪問を行い、必要な助言等を行う。

(5) 相談・アセスメント及びフィードバック

- ① 増え続ける相談へのニーズに対応するため、相談機能を強化し、ライフステージを通じたあらゆる年齢層の当事者、家族及び関係機関から発達障害に関する全般的な相談に応じるとともに、地域の支援機関と連携し困難ケースへの対応などを行う。
- ② 発達障害の特性等について、個別の面談や発達検査、集団場面等を通じた専門的なアセスメントを実施するとともに、その結果を日常生活に関わる機関にフィードバックすることにより、地域での安心した生活が実現できるよう支援を行う。
- ③ 相談・アセスメント機能を地域展開し、身近なところで気軽に相談が受けられる機会を確保するため、子育てステーション発達相談室においても「げんき」と連携し、相談やアセスメントを実施する。

(6) 連携の基盤づくり

生活のあらゆる場面に困難が生じる発達障害への支援には、ライフステージを通じた発達障害に関する多様な相談・支援機関の有機的な連携が不可欠である。そのため、「げんき」が中心となり、学習会や事例検討会などの実施を通し、各機関の発達障害に関する課題認識を共有しながら連携の基盤づくりを行う。

7. 取り組みの推進

(1) 支援の連携体制

発達障害の特性がもたらす困難は、生活のあらゆる場面に現れることから、本計画の推進にあたっては、「発達障害の専門支援機関」、「日常生活に関わる機関」、「多様な相談機関」が有機的な連携が行えるよう、連携体制を構築する。

(2) 専門家による助言

発達障害支援は専門性が高い分野であるため、取り組みの推進にあたっては、必要に応じて学識経験者や医師、発達障害に関わる専門家などの助言を受ける機会を適宜設ける。